

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 60 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 3 月に婚姻後、夫婦で事業所を営んでいた。老後のことを考えて、夫が同年に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納付していた。

申立期間②当時は、事業所の経営が思うようにならず、保険料を納付する余裕がなかったが、昭和 60 年 12 月に事業所を市役所前のビルに移転したことで売上げも伸び、毎月の保険料のほかに未納としていた保険料も少しずつ納付したことを記憶している。

申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除けば、国民年金に未加入期間は無く、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①については、3 か月と短期間であり、A 市が作成、保管する申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、申立期間①前後の保険料は現年度納付していることが確認できる上、オンライン記録の納付年月を見ても申立期間①直後の昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料を同年 6 月に納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料については納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間②について、「昭和 60 年 12 月に事業所を自宅から市役所前のビルに移転したことを契機に売上げが伸び、未納としていた昭和 60 年度の保険料を時効期限が到来しないように、同年 4 月から順番に

納付した。」と主張しているところ、申立人から提出のあった確定申告書のうち、昭和60年から62年までを見ると、61年及び62年の営業所得は60年の約2倍となっていることが確認できる上、申立人のオンライン記録を見ると、60年4月から同年9月までの6か月分の保険料を61年12月から62年5月までの間に、5回に分けて過年度納付しているのが確認でき、これらのことを踏まえると、時効期限が早く到来する未納月から順番に納付していた申立人が、62年6月以降の保険料を毎月現年度納付していながら、時効期限が到来していない申立期間②の保険料を過年度納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

日本年金機構の記録によると、申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、このほど、昭和50年4月分から51年3月分までの昭和50年度国民年金預り書（以下「預り書」という。）が出てきたので確認したところ、50年4月分、51年1月分及び同年2月分の預り書に集金人の押印があることが分かった。私は、集金人の押印が無い同年3月分については、私が申立期間の保険料を集金人に納付した時に、集金人が誤って当該月分の預り書ではなく50年4月分の預り書に押印したのではないかと思っているので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、昭和50年4月以降の保険料は、申立期間を除き全て納付している上、申立人の妻も国民年金被保険者期間の保険料は完納しており、夫婦共に平成16年8月から付加保険料も納付するなど、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和50年4月分から51年3月分までの預り書を全て所持しているところ、申立期間のうち、同年1月分及び同年2月分の預り書には集金人と思われる者の押印が確認できることから、当該期間の保険料については、納付していたものと考えられる。

さらに、預り書に集金人と思われる者の押印が無い昭和50年5月から同年12月までの保険料は、国民年金保険料収納簿及びオンライン記録において全て納付済みと確認できること、及び申立期間当時、申立人の家庭に申立期間の保険料の納付が困難となるような大きな経済状況の変化があった事情は認

められないことから、申立人は、預り書に集金人と思われる者の押印が無い51年3月の保険料について、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年2月28日から同年3月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を48年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月5日まで

私は、昭和46年4月にC社に雇用されたが、A社B工場の手数が足りないので、約2年間、同社B工場で勤務してほしいと言われ、勤務していた。

その後、C社へ正社員としての入社が決まり、昭和48年3月5日の入社式の前日までA社B工場で勤務する予定だったが、同年2月26日に出社したところ、私の父親が危篤との連絡があり、同日のうちにD市に帰郷した。

私の父親は、その日に亡くなり、私は忌引休暇を取得したが、C社の入社式には出席した。A社には、C社に入社する直前まで在籍していたはずなのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年2月28日から同年3月1日までについては、申立人に係る雇用保険の被保険者記録を見ると、申立人のA社B工場の離職日は、同年2月28日となっていることから、申立人は、当該期間も継続して同社B工場に在籍していたことが確認できる。

また、E社（昭和49年2月にA社からB工場を分離し、E社として設立）から提出されたA社B工場の「47/下期賃金明細書」及び「退職にともなう清算明細」を見ると、申立人の昭和48年3月分の賃金と給料現金支給額とに差額が生じていることなどから判断すると、同年3月分の給与から厚生年金保

険料が控除されていたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人の退職日は、昭和 48 年 2 月 28 日と推認され、申立期間のうち、同年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を同年 3 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者原票における昭和 48 年 1 月の記録から 8 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成 22 年 7 月 * 日に解散しており、申立人に係る資料の一部を保管していた E 社も当時の資料は無く不明としているが、事業主が昭和 48 年 3 月 1 日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 2 月 28 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 2 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月 1 日から同年 3 月 5 日までについて、申立人は、「私の父親の葬儀のため忌引休暇中であった。」と主張しているところ、E 社は、「申立期間当時の A 社 B 工場における休暇に係る資料を保管していないため、申立人の休暇の取得状況を確認することができない。また、退職日を特定する資料も保管されていない。」と回答しており、申立人が記憶している同僚も申立人の退職日については覚えていないと供述していることから、当該期間に係る申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、当該期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準報酬月額決定の基礎となる平成21年8月は、標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年8月から同年12月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から22年1月26日まで

私は、平成21年4月1日からB社の契約社員としてC事業所D支局に派遣されていたところ、同年8月1日からB社のグループ内別法人であるA社へ転籍することとなった。

その後、実際に支給されている給与額に見合う標準報酬月額と給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額が相違することに気付いたため、B社に実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し出たところ、B社に係る標準報酬月額については報酬月額訂正届を年金事務所に提出してもらえたがA社に係る標準報酬月額については、同社が既に存続していないため報酬月額訂正届をB社から年金事務所には提出できないとの回答を得た。

しかし、A社で勤務していた期間もB社と同額の給与が支給されており、納得できないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年8月1日から22年1月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用

される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、11万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出されたA社に係る雇用通知書によると、申立人は標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額（基本給13万1,500円及び交通費3,000円）での雇用契約であったことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の取得時決定の基礎となる平成21年8月について、標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われたことが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に確認したところ、同事務所は、「事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違している状態が3か月程度続いている場合は、1等級差であっても訂正することとし、賃金台帳等から確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答しているところ、前述の給与明細書によると、平成21年8月から同年11月までの期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額に係る変更は確認できない。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年8月から同年12月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準報酬月額決定の基礎となる平成21年8月は、標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年8月から22年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から22年2月1日まで

私は、平成21年4月1日からB社の契約社員としてC事業所D支局に派遣されていたところ、同年8月1日からB社のグループ内別法人であるA社へ転籍することとなった。

その後、実際に支給されている給与額に見合う標準報酬月額と給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額が相違することに気付いたため、B社に実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し出たところ、B社に係る標準報酬月額については報酬月額訂正届を年金事務所に提出してもらえたが、A社に係る標準報酬月額については、同社が既に存続していないため報酬月額訂正届をB社から年金事務所には提出できないとの回答を得た。

しかし、A社で勤務していた期間もB社と同額の給与が支給されており、納得できないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年8月1日から22年2月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用

される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、11万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出されたA社に係る雇用通知書によると、申立人は標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額（基本給13万4,710円及び交通費4,000円）での雇用契約であったことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の取得時決定の基礎となる平成21年8月について、標準報酬月額14万2,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われたことが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に確認したところ、同事務所は、「事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違している状態が3か月程度続いている場合は、1等級差であっても訂正することとし、賃金台帳等から確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答しているところ、前述の給与明細書によると、平成21年8月から同年11月までの期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額に係る変更は確認できない。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年8月から22年1月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準報酬月額決定の基礎となる平成21年8月は、標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年8月から22年1月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から22年2月1日まで

私は、平成21年4月1日からB社の契約社員としてC事業所D支局に派遣されていたところ、同年8月1日からB社のグループ内別法人であるA社へ転籍することとなった。

その後、実際に支給されている給与額に見合う標準報酬月額と給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額が相違することに気付いたため、B社に実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し出たところ、B社に係る標準報酬月額については報酬月額訂正届を年金事務所に提出してもらえたが、A社に係る標準報酬月額については、同社が既に存続していないため報酬月額訂正届をB社から年金事務所には提出できないとの回答を得た。

しかし、A社で勤務していた期間もB社と同額の給与が支給されており、納得できないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年8月1日から22年2月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、11万円と記録されている。

しかしながら、申立人の保管するB社が申立人に送付した社会保険料修正申告のための確認書によると、申立人は標準報酬月額15万円に相当する報酬月額（基本給13万6,330円及び交通費1万3,000円）であったことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の取得時決定の基礎となる平成21年8月について、標準報酬月額15万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われたことが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に確認したところ、同事務所は、「事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違している状態が3か月程度続いている場合は、1等級差であっても訂正することとし、賃金台帳等から確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答しているところ、前述の給与明細書によると、平成21年8月から同年11月までの期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額に係る変更は確認できない。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年8月から22年1月までは15万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準報酬月額決定の基礎となる平成21年8月は、標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を同年8月から同年12月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年8月1日から22年1月26日まで

私は、平成21年4月1日からB社の契約社員としてC事業所D支局に派遣されていたところ、同年8月1日からB社のグループ内別法人であるA社へ転籍することとなった。

その後、実際に支給されている給与額に見合う標準報酬月額と給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額が相違することに気付いたため、B社に実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し出たところ、B社に係る標準報酬月額については報酬月額訂正届を年金事務所に提出してもらえたが、A社に係る標準報酬月額については、同社が既に存続していないため報酬月額訂正届をB社から年金事務所には提出できないとの回答を得た。

しかし、A社で勤務していた期間もB社と同額の給与が支給されており、納得できないので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年8月1日から22年1月26日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用

される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、11万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出されたA社に係る雇用通知書によると、申立人は標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額（基本給13万1,500円及び交通費3,000円）での雇用契約であったことが確認できる上、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の取得時決定の基礎となる平成21年8月について、標準報酬月額13万4,000円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われたことが確認できる。

また、被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所に確認したところ、同事務所は、「事業主が届け出た被保険者資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が相違している状態が3か月程度続いている場合は、1等級差であっても訂正することとし、賃金台帳等から確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」と回答しているところ、前述の給与明細書によると、平成21年8月から同年11月までの期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額に係る変更は確認できない。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成21年8月から同年12月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 8 月 13 日から 27 年 6 月 10 日まで
② 昭和 27 年 6 月 10 日から 32 年 2 月 7 日まで
③ 昭和 32 年 2 月 7 日から同年 12 月 26 日まで
④ 昭和 32 年 12 月 26 日から 37 年 10 月 26 日まで

私は、友人から「年金記録について年金事務所で調査をしてもらったら記録が回復した。」と聞いたので、私の年金記録を調査してもらったところ、申立期間①、②、③及び④に係る脱退手当金を昭和 38 年 3 月に支給されているとの回答を受けたが、脱退手当金を受給した覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 1 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間 2 年以上）を満たしている女性 34 人の記録を見ると、28 人に脱退手当金の支給記録が有り、このうち、申立人を含む 26 人が資格喪失後 5 か月以内に支給決定されている上、このうち 3 人は、「脱退手当金の請求手続は、会社にしてもらったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内の昭和 38 年 3 月 19 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額

等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定をした社会保険事務所（当時）へ回答したことを示す「37.12.7 回答済」の押印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 19 日から 59 年 8 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る給与支給額は、約 16 万円から 18 万円だったと記憶しているが、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額は、実際の給与支給額よりも低く記録されている。申立期間当時の給与は、現金払いで給与明細書も受け取ったことはなかったが、申立期間の標準報酬月額を実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な形跡は見当たらず、当該被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、申立事業所が保管する申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も一致している。

さらに、申立事業所に係る被保険者原票において、申立期間当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚の標準報酬月額を検証しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、申立事業所から給与明細書を交付されたことはないと主張しているところ、複数の同僚も給与明細書は所持しておらず、申立事業所も前述の決定通知書等以外には申立期間当時の賃金台帳等

の関連資料を保管していないため、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。